

## 一般質問通告書

岩美町議会会議規則第 6 1 条第 2 項の規定により、一般質問したいので通告します。

令和元年 9 月 2 日

岩美町議会議長 足立 義明 様

岩美町議会議員 杉村 宏 印

### 記

質 問 事 項	質 問 要 旨
1. 町内の救急体制は	<p>本年 8 月 5 日、猛暑日の夕刻、動けなくなった方を岩美病院に家族で搬送した。同院の看護師の適切な応急処置等により重篤な事態に至らず事なきを得た。</p> <p>1. 当日午後 6 時過ぎの岩美病院は、院内の事情により救急対応が困難で、中央病院へ行くようにとされた。</p> <p>救急場面に対し岩美町民が頼りとする岩美病院においても、救急外来診療が困難な場面があるという認識でいいか。</p> <p>2. そのような救急対応に岩美病院で困難な場面は、近年の 3 年間ほどにおいて、どの程度あったか。</p> <p>3. 救急対応が困難な場合の、岩美病院における応急処置を行う対応はどうか。</p> <p>4. 岩美病院で救急対応が困難な場合、中央病院との連携、いわゆる病病連携はどう行われているか。</p> <p>5. 東部広域における 119 の答弁としては、個人搬送の場合、救急救命センター（県立中央病院）へ連絡しない。搬送者の責任で連絡すべきとされたが、その対応は、適切か。その実態を町民との共通認識としたい。</p> <p>6. 当該世帯の中で、連絡が取ればいいが、世帯外の近親者の連絡先を承知しておくことも必要となる。自主防災組織に対する町行政の指導において、世帯外連絡先の把握とその共有については、どうされているか。</p>

\* 「要旨」であるためには、少なくとも内容についての具体性がなければならない。  
「何々一般」というようなものは、要旨にはならない。

質 問 事 項	質 問 要 旨
2. 民間業者への赤字補填は	<p>株式会社東浜への経営支援補助金として1020万円を令和元年度の9月補正予算に計上し、町予算から支出したいと町行政は提案しているが、同社の経営責任等を明らかにしてから行うべきだ。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 同社の創設時において、町行政が、設立等に関し依頼した経緯はあるか。</li> <li>2. 同社の設立・運営において、同社のある地域の有志の方々が地域振興を目指して貴重な投資を行われた。そして、その意気を感じて多くの町民が出資を行われている。それらのことを地域の方々も含めて岩美町全体で共有したい。しかし、このたびの町からの債務超過の全額補填は、有志の方々の本意に背くことになるのではないか。そして、町の財源を1民間企業に投入することは、町民全体にとって不合理な理解や解釈となることを危惧する。町行政として、どう考えるか。</li> <li>3. なぜ、純粋な民間事業者で、第3セクターでもない株式会社東浜に対して、債務超過の全額を町から補填するのか。同社に対する町行政のスタンスは同社の自主的な運営とそれに対する町の支援であったと理解している。今般、債務超過額が多額となり経営の見通しが難しいとき、同社の経営陣や株主等の一定の責任を示していただいてから、岩美町において町民全体の負担を考えるべきではないか。</li> <li>4. 同社と町とのかかわりにおいて、東浜レストラン「アルマーレ」の経営面で「指導していく」と商工観光課長は8月30日の全員協議会で答弁し、特別職は取り消さなかった。経営面において町はどのような認識か。</li> </ol>
3. 監査法人トーマツの関りと権利保有の証明書類は	<p>出資金返還金が平成30年度決算に計上される。これは出資金としての返還ではなく、出資金として成り立つ前の単なる債権の返還だ。</p> <p>出資に伴う権利として町の財産に計上することが適切であると監査法人トーマツは判断していると町行政は説明してきているが、その判断に同法人は組織として関与したのか。そして、町長は、町が同権利の保有を証明する書類が「払込証明書」としたが、第3者や主権者に対しても、本当にそう考えているのか。</p>

\* 「要旨」であるためには、少なくとも内容についての具体性がなければならない。「何々一般」というようなものは、要旨にはならない。